

静岡県告示第412号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

については、同法第7条2項において準用する第6条第5項の規定により告示する。

令和3年4月13日

静岡県知事 川勝平太

市 町	農業振興地域の区域
静岡市	平成29年静岡県告示第831号により指定した農業振興地域の区域から次の図面の赤色部分(0.1ha)を加除した区域

(「次の図面」は、省略し、その図面を静岡県経済産業部農地局農地利用課及び静岡県中部農林事務所に備え置く。)